

鳥取税務署からのお知らせ

1. 会場について

鳥取税務署で確定申告をされる方は、平成24年分の確定申告会場が下記の期間中は『鳥取市役所駅南庁舎』（所在地：鳥取市富安2丁目138-4）に変更となります。お間違えのないようにお願いします。

《期間》 平成25年2月8日(金)～3月15日(金)
《受付時間》 午前9時～午後4時

※上記の確定申告会場設営期間中は、鳥取税務署での申告相談を実施しておりませんのでご注意ください。

※鳥取税務署の駐車場をご利用いただけますが、駐車場の混雑が予想されるため、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようご協力をお願いします。

申告書の提出は郵送でも、e-tax（国税電子申告）でも受け付けます。

なお、個人事業主の消費税の申告と納税は4月1日(月)までです。

2. 閉庁日対応の実施について

通常の土・日曜日、祝日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っていませんが、2月24日・3月3日の日曜日に限り、申告の相談や窓口での申告書受付を行いますのでご利用ください。

会場は上記のとおり、『鳥取市役所駅南庁舎』で行います。

3. e-Taxについて

～e-Taxはメリットがたくさんあります。さあ！ネットで申告!!～

24年分の所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、3月15日(金)までの申告期限内にe-Taxで行った場合、次のようなメリットがあります。

①所得税額から**最高3,000円（その年分の所得税額を限度）**が控除されます

※なお、この控除の適用を受けることができるのは、平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回であり、過去にこの適用を受けられた方は再度受けることはできません。

②添付書類の提出等が省略できます

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(申告期限から5年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)

③還付金がスピーディ

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

※詳しい情報はe-Taxホームページへ。

「**イータックス**」で「**検索**」してください。

問い合わせ先

鳥取税務署 (〒680-0845鳥取市富安2丁目89-4)

☎22-2141

減価償却資産のある方へのお知らせ

役場税務課に減価償却資産の登録のある方で、確定申告をする際この減価償却費の額が必要となる方は、本人確認の出来るものをご持参のうえ役場税務課窓口においでください。減価償却費の額をお知らせします。(同居されているご家族の方でもお知らせできませんので、来庁される方の本人確認の出来るものをご持参ください。)
※準備等がありますので、来庁される前には必ずご連絡をお願いします。

町・県民税の申告

平成24年中に所得のあった人はもちろん、所得がなかった場合でも、国民健康保険に加入している人や、後期高齢者医療の対象者等は町・県民税の申告が必要ですので、必ず期限内に申告してください。町・県民税の申告書が必要な方はご連絡ください。
ただし、次の方は町・県民税の申告をする必要はありません。
・給与所得のみで年末調整をした人
・所得税の確定申告をした人
・公的年金のみの65歳以上(1月1日現在)の人でその収入が148万円以下の人
・以下の人
・公的年金のみの65歳未満(1月1日現在)の人でその収入が98万円以下の人

地区別納税相談 日程表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	2月18日	19日	20日	21日	22日	23日
	田後・網代地区			浦富地区		全地区
24日	25日	26日	27日	28日	3月1日	2日
全地区	浦富地区	東地区	大岩地区			全地区
3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
全地区	本庄地区		岩井地区		小田蒲生地区	全地区
10日	11日	12日	13日	14日	15日	
全地区	小田・蒲生地区		浦富地区	全地区		

税務署開庁日

*受付時間：午前9時から午前11時30分 午後1時から午後4時(時間厳守をお願いします。)

*都合の悪い場合は、他の地区の日にお越し頂いてもかまいません。

*午前中は混雑が予想されます。状況により待ち時間が長くなる場合があることをご了承ください。

問い合わせ先

税務課

☎73-1413